

2023年12月

NISA口座をご利用頂いている  
お客様へ

大阪信用金庫

### 2024年からの新NISA制度への移行のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、2023年度税制改正において、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われ、2024年1月からNISA制度は非課税期間の無期限化、年間投資枠の増額など、大幅に拡充され、より使いやすい制度に生まれ変わるようになりました。

つきましては、現行NISAからの重要な変更点等について別紙にまとめましたので、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

本件に関するご質問、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

今後とも、大阪信用金庫をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<本件に関する照会先>

大阪信用金庫 業務部（平日の9:00~17:00）

TEL：0120-880-568（音声ガイダンスによる操作  → ）

商号等：大阪信用金庫 登録金融機関：近畿財務局長（登金）第45号

# 2024年からの新NISA制度への移行のご案内

2023年度税制改正において、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われ、NISA制度は、2024年1月から新しいNISA制度に生まれ変わることになりました。以下に新NISA制度での重要な変更点等についてまとめましたので、ご確認ください。

## 2024年以降の新しいNISA制度

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
制度期限	制度恒久化		
非課税保有期間	無期限		
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額	1,800万円（うち、成長投資枠は1,200万円まで）		
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託（つみたてNISAと同じ）		高レバレッジ型、信託期間20年未満、毎月分配型を除く公募株式投資信託
買付方法	定時定額購入取引		指定なし
対象年齢	18歳以上		
ロールオーバー（移管）	現行NISAから新NISAへのロールオーバー（移管）はできない		

### 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能になります

- ◆ 現行NISAでは、「つみたてNISA」と「一般NISA」は選択制で、併用して利用することはできませんでしたが、新しいNISAでは、「**つみたて投資枠**」と「**成長投資枠**」の2つの枠を併用して利用することが可能です。

### 年間投資枠が拡大されます

- ◆ 現行NISAの年間投資枠は、「つみたてNISA」が年間40万円、「一般NISA」が年間120万円でしたが、新しいNISAでは、「**つみたて投資枠**」が年間**120万円**、「**成長投資枠**」が年間**240万円**まで増額され、併用が可能となったため、**最大で年間360万円**まで非課税で投資することが可能になりました。

### 非課税保有期間が無期限になります

- ◆ 現行NISAでは、非課税保有期間が、「つみたてNISA」は20年、「一般NISA」は5年と期限が設けられていましたが、新NISAでは、**非課税保有期間が無期限**となりました。

### 現行NISAから新NISAへのロールオーバーはできません

- ◆ **現行NISAから新NISAへのロールオーバー（非課税期間の延長）はできなくなりました。**したがって、現行NISAで購入された投資信託の非課税保有期間が終了する際は、課税口座（特定口座を開設されているお客様は特定口座、特定口座を開設されていないお客様は一般口座）に自動的に移管されることになります。

### 非課税保有限度額1,800万円が新たに設定されます

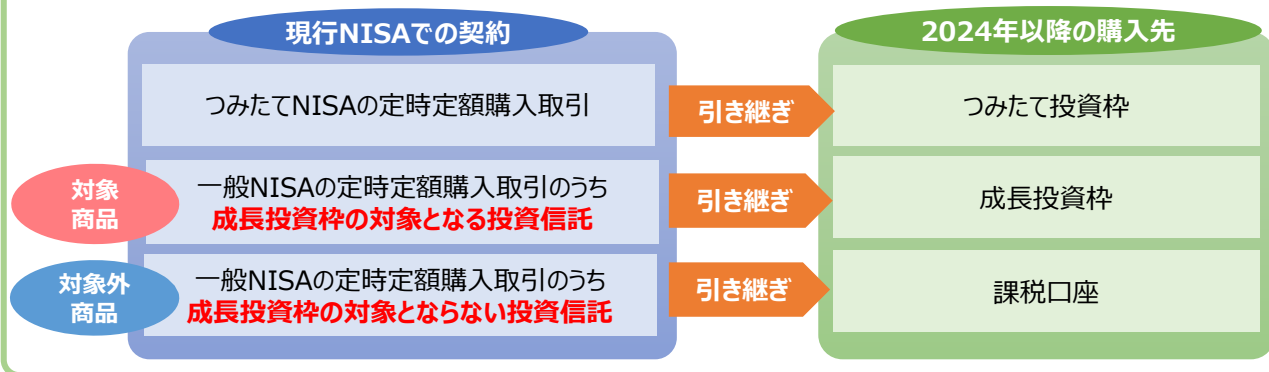
- ◆ 新NISAでは、年間投資枠とは別に非課税保有限度額が新たに設定され、買付金額累計が1,800万円（成長投資枠はそのうち1,200万円まで）に達すると、保有している投資信託等を売却して空き枠ができるまで、NISA枠を使っての新規投資はできません。なお、投資信託の売却等によって非課税保有限度額に空き枠ができるのは、売却した年の翌年以降となります。
- ◆ 分配金の支払いを受け、当該分配金による再投資を行った場合、その金額相当分について、年間投資枠と非課税保有限度額を消費します。

# 現行NISAでご契約いただいた定時定額購入取引の契約について

- ◆ 現行NISAでご契約いただいた定時定額購入取引は、新NISA開始後も継続されます。ただし、**成長投資枠の受入対象外となる下記の投資信託商品**での契約の場合は、**2024年1月以降は課税口座**での購入となります。2024年以降、**課税口座での定時定額購入取引の中止、もしくは、定時定額購入取引を新NISA対象商品への変更を希望される場合は、定時定額購入取引の引落日の7営業日前までにお手続きが必要です。**

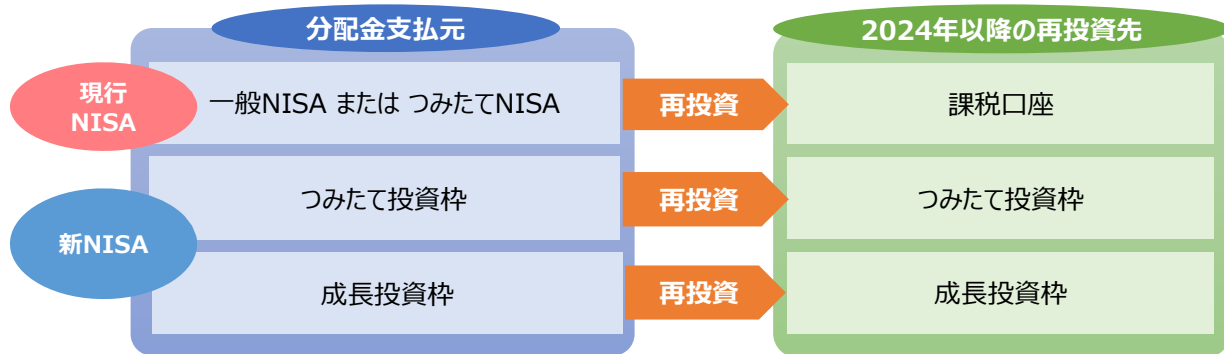
<新NISAの成長投資枠の対象外となる投資信託>

- ・毎月分配型の投資信託
- ・高レバレッジ型の投資信託
- ・信託期間が20年未満の投資信託
- ・その他、投資会社の判断で成長投資枠の対象商品として届出を行わなかった投資信託



## 分配金再投資の取扱いについて

- ◆ 原則、現行NISAの残高から支払われた分配金は課税口座に再投資されます。ただし、つみたて投資枠に同一の投資信託の残高を保有する場合のつみたてNISAの残高から発生する分配金に限り、つみたて投資枠に再投資されます。
- ◆ 新NISA（成長投資枠またはつみたて投資枠）の残高から支払われた分配金は新NISAに再投資されます。
- ◆ **分配金再投資を停止し、分配金出金に変更を希望される場合は、別途、お手続きが必要です。**



## 現行NISAの取扱いについて

- ◆ 2024年以降、現行NISAでは新規の購入はできなくなりますが、現行NISAで保有している投資信託は、新しいNISAの1,800万円の非課税保有限度額とは別で管理されるため、非課税保有期間が終了するまで（つみたてNISAは20年間、一般NISAは5年間）は、現行NISAのまま保有することができ、非課税保有期間中は配当等や譲渡益は非課税となります。
- ◆ 現行NISAで保有する投資信託は、非課税保有期間が終了すると、課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合は特定口座に、特定口座を開設されていない場合は一般口座）に移管されます。**現行NISAから新NISAへ移管することはできません。**

ご不明な点、お手続きの詳細等については、お取引店までお問い合わせください。

- ・ 上記記載内容は、2023年12月現在の情報にもとづいて作成しております。制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・ 本書面の詳細については、非課税口座約款をご確認ください。
- ・ 本書面は、制度に関する一般的な内容を記載したものです。税務や法律に関する個別、具体的なお対応については必ず税理士・弁護士等の専門家とご相談ください。